

指定訪問介護事業所運営規程

(事業目的)

第 1 条 株式会社アクセスが開設する ライフサポートかたつむり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ライフサポートかたつむり
- 二 所在地 習志野市津田沼 4-10-32（コーポマローネ 201）

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1 名以上
サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算方法で 2.5 名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- 三 但し例外的な必要が有れば土曜日、日曜日、祭日および営業時間外も可能とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第 6 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴

収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から、片道おおむね5キロメートル未満 0円
 - 二 事業所から、片道おおむね5キロメートル以上 1キロメートルにつき10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、習志野市全域、船橋市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他の運営について)

第9条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社アクセスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 当事業所は虐待発生又はその再発を防止する為、次の各項に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のために指針の整備
- 三 虐待防止のための研修を定期的実施
- 四 以上の措置を実施するための担当者を置く

附則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。